

建設業許可申請の手引き

令和3年1月

岩手県県土整備部建設技術振興課

第1 建設業許可制度の概要

1 建設業許可が必要な範囲

建設業を営もうとする方は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

(1) 建設業とは

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負うことをいいます。ここでいう請負とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることをいいます。

(2) 軽微な建設工事とは

○建築一式工事・・・工事1件の請負代金の額が1,500万円（消費税を含む）未満の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅（主要構造部が木造で、延面積の1/2以上を居住の用に供するもの）の工事

※木造住宅工事の要件については、いずれか一方の要件を満たしていれば建設業許可を受けることなく請け負うことができます。例えば、請負代金1,600万円で延べ面積120㎡の木造住宅工事の建築一式工事は、建設業許可を受けていなくても請け負うことができます。

○その他の工事・・・工事1件の請負代金の額が500万円（消費税を含む）未満の工事

※注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送料を当該請負契約の請負代金の額に加えたものが請負代金の額となります。

2 許可業種

建設業の許可には、2つの一式工事と27の専門工事の計29業種があり、営業しようとする建設工事に応じた業種ごとに許可が必要となります。許可業種の詳細については、別表1「建設工事の種類と業種」を参照してください。

1 土木工事業	8 電気工事業	15 板金工事業	22 電気通信工事業
2 建築工事業	9 管工事業	16 ガラス工事業	23 造園工事業
3 大工工事業	10 タイル・れんが・ブロック工事業	17 塗装工事業	24 さく井工事業
4 左官工事業	11 鋼構造物工事業	18 防水工事業	25 建具工事業
5 とび・土工工事業	12 鉄筋工事業	19 内装仕上工事業	26 水道施設工事業
6 石工事業	13 舗装工事業	20 機械器具設置工事業	27 消防施設工事業
7 屋根工事業	14 しゅんせつ工事業	21 熱絶縁工事業	28 清掃施設工事業
			29 解体工事業

※解体工事業は、平成28年6月1日から追加

一式工事の許可を受けた業者が、他の専門工事（500万円以上（消費税を含む））を単独で請負う場合は、その専門工事業の許可を別途受けなければなりません。

また、許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その本体工事に附帯する工事については、一体として請け負うことができます（例えば、建築物の電気配線の改修に伴い、必要が生じた内装仕上げ工事等）。この場合において、この附帯工事（500万円以上（消費税を含む））を実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、自分で施工するなら、その業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることとなります。

3 知事許可と大臣許可

(1) 岩手県知事許可

岩手県内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする方は、岩手県知事の許可が必要です。

(2) 国土交通大臣許可

岩手県内に主たる営業所を置き、他の都道府県にも営業所を設けて建設業を営もうとする方は、国土交通大臣の許可が必要です。

岩手県知事許可であっても、他の都道府県に営業所を設置しない限りにおいては、他都道府県での建設工事は可能です。

4 営業所

営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- ② 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分等とは明確に区分された事務室が設けられていること。
- ③ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常勤していること。
- ④ 専任技術者が常勤していること。

したがって、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所などはこの営業所に該当しません。

本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当することになります。また、常時建設工事の請負契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。

5 特定建設業許可と一般建設業許可

建設業の許可においては、営業しようとする業種ごとに、特定建設業又は一般建設業の許可を受けなければなりません。どちらの許可も、請け負うことができる工事の金額には制限がありませんが、発注者から直接請け負った1件の建設工事について、その工事で発注するすべての下請工事の合計金額が4,000万円以上（建築工事業については6,000万円以上。いずれも消費税を含む）となる下請契約を締結するには、特定建設業許可を受ける必要があります。なお、同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。

※一次下請が二次下請に4,000万円以上（建築工事業については6,000万円以上）の工事を下請施工させる場合は、一般建設業の許可でも可能です。

※一般建設業の許可でも、発注者から直接請け負う1件の工事の請負金額について、工事をすべて直接施工するか下請への発注額が4,000万円（建築工事業については6,000万円）未満である限り制限はありません。

第2 許可の基準

建設業法には、建設業の許可を受けるための基準が設けられており、これらの基準を満たしていなければ許可を受けることができません。

許可基準として、①建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること(常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の設置及び社会保険への加入)、②各営業所への専任の技術者の設置、③誠実性、④財産的基礎等、⑤許可を受けられない者としての欠格要件が定められています。

1 許可基準の概要

	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業(*)
常勤役員等(経營業務の管理責任者等) (法第7条第1号) (施行規則第7条第1号)	<p>次の基準イ、ロのいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 常勤役員等のうち1人が、建設業に関し、次のいずれかに該当する者であること</p> <p>(1) 5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者。</p> <p>(2) 5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経營業務を管理した経験を有する者。</p> <p>(3) 6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者。</p> <p>ロ 常勤役員等のうち1人が次の(1)、(2)のいずれかに該当する者であつて、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として(3)、(4)、(5)に該当する者をそれぞれ置くこと</p> <p>(1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者。</p> <p>(2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。</p> <p>(3) 5年以上の財務管理の業務経験を有する者</p> <p>(4) 5年以上の労務管理の業務経験を有する者</p> <p>(5) 5年以上の業務運営の業務経験を有する者</p> <p>※ (3)、(4)、(5)については、1人が複数の経験を兼ねることが可能であり、許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては、当該建設業を営む者における建設業の業務経験に限る。</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。</p>		
社会保険加入 (法第7条第1号) (施行規則第7条第2号)	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、適用事業所に該当する全ての営業所に関し、適用事業所である旨の届書を提出した者であること。		

	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業（*）
営業所の専任技術者 （法第7条第2号） （法第15条第2号）	許可を受けようとする建設業ごとに以下のいずれかの要件を満たす専任の技術者をその営業所ごとに置くこと。 ※以下の要件は、現場における監理技術者等の資格要件と同じ	イ 一定の国家資格等を有する者 ロ 左欄のイ、ロ、ハのいずれかに該当し、かつ元請としてその金額が消費税を含む4,500万円以上（S59.10.1からH6.12.27までにあつては3,000万円以上、S59.9.30以前にあつては1,500万円以上）の工事について、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者	イ 一定の国家資格等を有する者 ハ 国土交通大臣がイ又は（左の欄の）ロと同等以上の能力を有すると認められた者
誠実性 （法第7条第3号）	法人、役員等、個人事業主、建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人、支店長、営業所長等）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。		
財産的基礎・金銭的要件 （法第7条第4号） （法第15条第3号）	請負契約（軽微な建設工事を除く）を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。 → 次の <u>いずれか</u> に該当すること イ 自己資本の額が500万円以上であること ロ 500万円以上の資金を調達する能力を有すること ハ 許可申請前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足る財産的基礎を有していること。 → 次の <u>全て</u> に該当すること。 イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ロ 流動比率が75%以上であること ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること	

	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業（*）
欠格要件 （法第 8 条） （法第 17 条）	1 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。 2 許可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員等及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及び政令で定める使用人）及び法定代理人（法人である場合においては、当該法人及びその役員等）が次のいずれかに該当するとき。 ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ② 不正の手段により許可を受けたこと又は営業停止処分に違反したことにより許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者 ③ 許可の取消し処分を免れるために廃業の届出を行った者で当該届出の日から 5 年を経過しないもの ④ ③の届出があった場合において、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前 60 日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの ⑤ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ⑥ 許可を受けようとする建設業について営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者 ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者 ⑧ 建設業法その他一定の法律に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者 ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から 5 年を経過しない者（⑬において「暴力団員等」という） ⑩ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令（※）で定めるもの ⑪ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑨又は⑩のいずれかに該当するもの ⑫ 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの ⑬ 個人で政令で定める使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの ⑭ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ※ 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。		

* 指定建設業：総合的な施工技術を要する特定建設業として、土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の 7 業種が指定建設業として指定され、これら 7 業種の特定建設業の許可を受ける場合、営業所の専任技術者及び現場の監理技術者は 1 級の国家資格者等を置くことが義務付けられています。

※ 指定学科については別表 2、営業所の専任技術者となり得る一定の国家資格等については別表 3 を参照してください。

※ 各種学校卒や職業能力開発大学校・短期大学校卒は、指定学科卒の要件に該当しません。

2 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）

- (1) 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいいます。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含みませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等（建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等）の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除く。以下同じ。）については、含まれます。
- (2) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、商業登記されている者に限られます。
- (3) 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はなく、全て建設業に関するものとして取り扱います。
- (4) 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。単なる連絡所の長又は工事の施工に関する事務所の長のような経験は含まれません。
- (5) 常勤役員等が営業所の専任技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができます。
- (6) 5年以上の執行役員等としての経営管理経験について（基準イ（2））
 - ① 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」（以下「執行役員等としての経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び ~~および~~命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。
 - ② 建設業に係る5年以上の執行役員等としての経験については、建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、該当します。
- (7) 6年以上経營業務を補佐した経験について（基準イ（3））
 - ① 経營業務を補佐した経験とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（法人の場合は業務を執行する社員、取締役、執行役、法人格のある各種組合等の理事、支店長又は営業所長に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。
 - ② 建設業に関する6年以上の補佐経験については、建設業に関する補佐経験の期間と、執行役員等としての経験及び経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、該当します。
 - ③ 建設業に関する6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとする。
- (8) 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験（役員としての経験を含みます。以下同じです。）をいいます。

「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られません。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

(9)「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。

3 社会保険加入

(1)「営業所」は建設業法第3条に規定する営業所(本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所)であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業でなくなったものとみなされた営業所は当然ここでいう「適用事業所」には含まれません。

(2)また、雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第9条の継続事業の一括の手続きにより一の事業とみなされた事業に係る一の事業の事業所以外の事業所である営業所についてもここでの「適用事業の事業所」には該当しません。

(3)雇用保険について、営業所が一の事業所として認められず雇用保険事業所非該当承認申請書を提出している場合は、「雇用保険法の適用が除外される場合」に該当するものとし、事業所非該当承認通知書の写しの提出が必要です。

(4)健康保険等の加入が必要な営業所であるかについては、様式に記載された人数で「従業員数」を確認することとしますが、保健当局等から指導を受けた等、記載が実態と異なっており、本来届書を提出すべき営業所であったことが確認できた場合は「虚偽申請」として取り扱うこととします。

4 営業所の専任技術者

- (1) 専任の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいい、他社で常勤することはできません。また、次に掲げるような者は、専任の者とはいえません。
 - ① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
 - ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
 - ③ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者なお、専任技術者は、建設業の他社の技術者や、建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により専任を要する者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。
- (2) 実務経験とは、許可を受けようとする建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれます。実務経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間です。ただし、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算することはできません。
- (3) 2つ以上の業種の許可を申請する場合において、そのうち1つの業種につき要件を満たしている者が、他の業種についても要件を満たしているときは、当該他の業種についても同一人が営業所の専任技術者になることができます。
- (4) 勤務場所が同一の営業所である限り、経営業務の管理責任者と専任の技術者を兼ねることができます。
- (5) 指導監督的な実務経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。したがって、発注者から最初の元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、発注者の側における経験または下請負人としての経験は含まれません。

5 誠実性

不正な行為とは、請負契約の締結又は履行に際して詐欺、脅迫、横領、文書偽造等法律に違反する行為をいい、不誠実な行為とは、工事内容、工期等について請負契約に違反する行為をいいます。

6 財産的基礎・金銭的要件

財産的基礎・金銭的要件の判断基準は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表によるものとします。

- (1) 自己資本とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。
- (2) 資金の調達能力とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、500万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等を得られることをいいます。
- (3) 欠損の額とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。
- (4) 流動比率とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。
- (5) 資本金とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、有限会社の資本の総額、合資会社、合名会社等の出資金額を、個人にあつては期首資本金をいいます。
- (6) 特定建設業の許可更新にあたり、直前の決算期における財務諸表の内容が基準をすべて満

たしていない場合、許可の更新はできません。

＜特定建設業の財産的基礎＞		
事項	法 人	個 人
欠損比率	$\frac{\begin{array}{l} \text{(資本剰余金+利益準備金} \\ \text{+繰越利益剰余金) -} \\ \text{+その他利益剰余金(繰越利} \\ \text{益剰余金は除く)} \end{array}}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$	$\frac{\text{事業主損失 - (事業主借勘定 - 事業主貸勘定} \\ \text{+利益留保性の引当金+準備金)}}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
資本金額	資本金 $\geq 2,000$ 万円	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	(期首資本金+事業主借勘定+事業主利益) - 事業主貸勘定+利益留保性の引当金+準備金 $\geq 4,000$ 万円

※欠損比率の要件について、繰越利益剰余金が正である場合や、「資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金（繰越利益剰余金は除く）」の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合、要件を満たします（上記の計算式は不要です）。

※資本金額の要件については、申請日までの増資により基準を満たす場合は可です（事実を確認できる履歴事項全部証明書を添付してください）。

(7) 財産的基礎・金銭的要件の確認資料について

① 法人個人を問わず、一般建設業の許可を受ける場合において自己資本が500万円に満たない場合（更新の場合や、許可申請前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する場合を除く）、確認資料として500万円以上の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書（申請受理前1か月以内のもの）を提出してください。

※預金残高証明書の1か月以内とは残高日から1か月以内（例：残高日が2月10日であれば3月9日まで）を、融資証明書の1か月以内とは発行日から1か月以内をいいます。

※預金残高証明書が複数の金融機関のものになる場合は、同日のものとしてください。

※預金残高証明書と融資証明書の合算はできません。

※個人事業で事業開始後決算期末到来の場合は、前記の500万円以上の預金残高証明書又は融資証明書を必ず提出してください。

② その他、申請書類に記載された内容の確認のため、確認資料の提出を求める場合があります。

(8) 許可切れでの申請は、「ハ 許可申請前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること」に該当しません。

第3 許可の申請手続き等

1 許可申請に必要となる書類

建設業許可申請に必要となる書類は、法定書類である申請書及び添付書類、法定書類以外の確認資料です。法定書類とは、その提出が法令によって規定されている書類のことで、申請先となる許可行政庁の別に関わりなく必ず提出が必要となる書類のことをいいます。また、確認資料とは、法定書類の記載事項の裏付確認を行うために、各許可行政庁が提出等を求める書類のことをいいます。

法定書類については別表4を、確認資料については別表5を参照し、提出してください。

2 許可申請に係る手数料

建設業許可申請には許可申請手数料が必要です。申請区分（別表6参照）に応じた額の岩手県収入証紙を申請書の所定の欄に貼付して申請してください。許可申請手数料の額については、別表7「許可申請手数料」を参照してください。なお、一度納入された手数料は、還付されません。

3 申請書等用紙の入手方法

申請書等の所定の用紙は、岩手県ホームページからダウンロードするか、最寄の広域振興局土木部・土木センター（別表8「許可申請書類の提出先」参照）へお越し下さい。

4 提出部数

法定書類（別表4）の提出部数は正本1部及び副本2部（副本はコピーで可）で計3部、確認資料（別表5）の提出部数は1部です。

確認資料は法定書類とは一緒に綴らずに（別にして）提出してください。確認資料はお返ししませんので、あらかじめ写しを取っておいてください。

5 許可申請の提出先

主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部・土木センター（別表8「許可申請書類の提出先」参照）に持参して提出してください。

※初めて申請する場合や御不明な点がある場合、窓口で御相談ください。その際は、あらかじめ電話で来庁日時や内容について所管する広域振興局土木部・土木センターへ御連絡をいただくようお願いいたします。

※来庁の際は、閉庁時間より早めにお越しください。

6 審査に要する期間

申請から許可等の処分がなされるまで、おおむね1か月程度かかります。なお、この期間には、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間や、許可行政庁が審査のために必要な資料の提供を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みません。

7 審査結果の通知

建設業許可申請に対する審査の結果、許可を行った場合には許可通知を、許可を行わないこととした場合には許可の拒否通知を交付します。

なお、許可通知書は再交付しません。紛失等の場合は、「建設業許可証明書」を請求してください（「許可後の注意事項（変更届等）」参照）。

8 許可申請の取下げ

許可申請を提出し、受付後に申請を取り下げる場合は、所定の様式（広域振興局土木部・土木センターで配布）による取下げ願を提出してください。ただし、納入した手数料は還付されません。

9 譲渡、合併、分割等による事業承継について

令和2年10月1日から、事前の認可を受けることで、許可の空白期間がなく許可を承継することができるようになりました。申請先は、以下のとおりです。必要な提出書類等については、施行規則等をご確認の上、事前に窓口にご相談ください。

(1) 譲渡及び譲受け

- ① 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき…国土交通大臣
- ② 譲渡人が都道府県知事の許可を受けているとき
 - (a) 譲受人も当該都道府県知事の許可を受けているとき…当該都道府県知事
 - (b) 譲受人が他の都道府県知事の許可を受けているとき…国土交通大臣
 - (c) 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき…国土交通大臣

(2) 合併

- ① 合併消滅法人（2以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき…国土交通大臣
- ② 合併消滅法人が2以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき…国土交通大臣
- ③ 合併消滅法人が2以上ある場合又は1である場合において、当該合併消滅法人が都道府県の許可を受けているとき
 - (a) 当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき…当該都道府県知事
 - (b) 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けているとき…国土交通大臣
 - (c) 合併存続法人が他の都道府県知事の許可を受けているとき…国土交通大臣

(3) 分割

- ① 分割被承継法人（2以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき…国土交通大臣
- ② 分割被承継法人が2以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき…国土交通大臣
- ③ 分割被承継法人が2以上ある場合又は1である場合において、当該分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けているとき
 - (a) 当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき…当該都道府県知事
 - (b) 分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けているとき…国土交通大臣
 - (c) 分割承継法人が他の都道府県知事の許可を受けているとき…国土交通大臣

(4) 相続

- ① 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき…国土交通大臣
- ② 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき
 - (a) 相続人も当該都道府県知事の許可を受けているとき…当該都道府県知事
 - (b) 相続人が他の都道府県知事の許可を受けているとき…国土交通大臣
 - (c) 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき…国土交通大臣

第4 別表

別表1 建設工事の種類と業種

建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	許可業種 (建設業法別表第一下欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン別表1)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	① 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨組立て等を行う工事 ② くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③ 土砂等の掘削、盛上げ、締め等を行う工事 ④ コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤ その他基礎のないしは準備的工事	① とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ② くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤ 地すべり防止工事、地	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コン

		<p>盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事</p>	<p>クリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p> <p>② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</p> <p>⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</p> <p>⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</p>
石工事	石工事業	<p>石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事</p>	<p>石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事</p> <p>『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロッ</p>

				ク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<p>① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>② し尿処理施設に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併浄化槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤ 上下水道に関する施設の建設工事にお</p>

				<p>ける『土木一式工事』『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
<p>タイル・れんが・ブロック工事</p>	<p>タイル・れんが・ブロック工事業</p>	<p>れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事</p>	<p>コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事</p>	<p>① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事の内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p>
<p>鋼構造物工事</p>	<p>鋼構造物工事業</p>	<p>形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事</p>	<p>鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事</p>	<p>① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の</p>

				製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	① 「建築板金工事」とは、建築物の内装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては、『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置

				<p>工事も含まれる。</p> <p>③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。</p> <p>④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹き付け断熱工事	
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信線設備工事、無線電機通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<p>① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工

		域下水道の処理設備を設置する工事		<p>事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にはのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

別表2 指定学科一覧

許可を受けようとする建設業の種類	学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別表4 許可申請書と添付書類一覧

様式番号	書類の名称	要否		申請区分							【要否欄】 要...◎ 否...× 【申請区分欄】 ○...省略可能 △...変更がなければ省略可能 □...一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業許可を申請する場合を除き、省略可能 ◇...更新申請をする建設業に関しては省略可能		
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新		業種追加+更新	般特新規+業種追加+更新
第1号	建設業許可申請書	◎	◎										概要
別紙1	役員等の一覧表（注1）	◎	×										建設業法第5条第3号の役員等に該当する者を全員記載。個人の場合には提出不要
別紙2(1)	営業所一覧表（新規許可等）	◎	◎					-					従たる営業所がない場合、余白に「該当なし」と記入
別紙2(2)	営業所一覧表（更新）	◎	◎	-	-	-	-						従たる営業所がない場合も提出
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎										
別紙4	専任技術者一覧表	◎	◎										営業所一覧表の営業所の順に専任技術者を記載。
第2号	工事経歴書	◎	◎		○				○		◇		実績なしの場合「なし」と記入。追加の場合は追加業種のみ。注文者及び工事名の記入に当たっては、個人の氏名が特定されることのないよう留意すること。
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎		○				○				実績なしでも作成
第4号	使用人数	◎	◎		○				○				
第6号	誓約書	◎	◎										
-	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注2）	◎	◎										発行後3か月以内。役員、本人、法定代理人、令3条使用人全員分（株主等、顧問・相談役は不要）
-	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注3）	◎	◎										同上
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	◎	◎										証明者別に作成
別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎										
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎										証明者別に作成
別紙1	常勤役員等の略歴書	◎	◎										
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎										
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎										
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	◎	◎						○		◇		
-	技術検定合格証明書等の資格証明書写し、監理技術者資格者証の写し（注4）	◎	◎						○		◇		監理技術者資格者証により専任技術者の要件を証明する場合には、資格証明書、卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書の提出は不要。
第9号	実務経験証明書（必要に応じて卒業証明書を添付）（注4）	◎	◎						○		◇		証明者別に作成
第10号	指導監督の実務経験証明書（注4）	◎	◎						○		◇		証明者別に作成
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎										本店以外に営業所がない場合、支配人がいない場合は提出不要
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等の調書	◎	◎										別紙1に記入した役員等全員又は個人事業主、法定代理人について作成（ただし、経営である者の分は不要）。株主等、顧問・相談役は、賞罰欄及び確認欄への記載は不要。
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書	◎	◎										様式第11号で記入した者について作成（役員等を兼ねている者の分は不要）
-	定款	◎	×					○	△	○	△		変更事項の訂正がされていない場合は、会議事録の写しなど変更内容が分かるものを添付
第14号	株主（出資者）調書	◎	×					○	△	○	△		該当なければ「該当なし」と記入
第15、16、17、17の2、17の3号	財務諸表（法人用）（注5）	◎	×					○	○	○	○		新規設立で決算期末到来の場合は開始貸借対照表で可
第18、19号	財務諸表（個人用）	×	◎					○	○	○	○		新規開業で決算期末到来の場合は不要
-	商業登記をしている場合、登記事項証明書	◎	◎					○	△	○	△		発行後3か月以内（履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本）。組合等は理事等の名簿の写しも提出。個人は支配人を置いた場合のみ
-	個人（未成年者）であって、その法定代理人が法人である場合、その法定代理人の登記事項証明書	×	◎					○	△	○	△		発行後3か月以内
第20号	営業の沿革	◎	◎					○		○			
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎					○	△	○	△		該当なければ「該当なし」と記入
-	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	◎	◎					○	○	○	○		事業税（県税）の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）。新規設立（開業）で決算期末到来の場合は事業開始等申告書の写し
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎					○	△	○	△		該当なければ「該当なし」と記入
	確認資料	◎	◎										別表5参照

(注1) 「業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等）」のほか、「相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」全員について記載してください。

上記後半部分については、「相談役」、「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。「株主等」という。）について記載してください。その他、役職の如何を問わず、取締役等と同等以上の支配力を有する者がある場合には、その者についても記載してください。

(注2) 様式第12号及び様式第13号の略歴書に記載した法人の役員、本人・法定代理人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人全員分について、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を提出してください（岩手県内では盛岡地方法務局本局で発行します（花巻支局などの支局、出張所では扱っていません）。郵送の場合は東京法務局へ請求してください）。法務局への申請用紙の証明事項欄には「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」にチェックを入れてください。外国籍の方にあつては国籍の記載された「登記されていないことの証明書」を取得してください。

※ 「登記されていないことの証明書」に代えて、「契約の締結及び履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」の提出でも可。

(注3) 様式第12号及び様式第13号の略歴書に記載した法人の役員、本人・法定代理人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人全員分について、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市区町村長の証明書（身分証明書）を提出してください（本籍地の市区町村で発行します）。外国籍の方にあつては不要です。

(注4) 「技術検定合格証明書等の資格証明書写し」、「卒業証明書」、「実務経験証明書（様式第9号）」、「指導監督の実務経験証明書（様式第10号）」は、専任技術者としての資格を有することを証明する資料として、該当する書類を提出してください。なお、監理技術者資格者証により証明する場合には、それらの提出は不要です。更新の場合は省略可能ですが、有効期間のある資格証明書の更新等があった場合、現在有効な資格証明書等の写しを提出してください。

(注5) 附属明細表（様式第17号の3）は、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が対象です。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

各々の申請書類の作成については、申請書の記載要項やこの手引きを参照の上作成してください。

別表４－２ 譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書

様式番号	書類の名称	要否		【要否欄】 要...◎ 否...× 摘要
		法人の場合	個人の場合	
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	◎	◎	
別紙1	役員等の一覧表	◎	×	
別紙2	営業所一覧表	◎	◎	
別紙3	専任技術者一覧表	◎	◎	
第22号の6	誓約書	◎	◎	
第22号の7	合併認可申請書	◎	×	
別紙1	役員等の一覧表	◎	×	
別紙2	営業所一覧表	◎	×	
別紙3	専任技術者一覧表	◎	×	
第22号の8	分割認可申請書	◎	×	
別紙1	役員等の一覧表	◎	×	
別紙2	営業所一覧表	◎	×	
別紙3	専任技術者一覧表	◎	×	
第22号の9	届出書	◎	◎	
第22号の10	相続認可申請書	◎	◎	
別紙1	営業所一覧表	◎	◎	
別紙2	専任技術者一覧表	◎	◎	
第22号の11	誓約書	◎	◎	
第22号の12	届出書	◎	◎	
	添付書類、確認資料	◎	◎	建設業法施行規則等をご確認の上、窓口にご相談ください。

別表 5

必要となる確認資料	
○ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の確認資料	Ⅰ
○ 健康保険等の加入状況の確認資料	Ⅱ
○ 営業所の専任技術者の確認資料	Ⅲ
○ 営業所の確認資料	Ⅳ

※審査において何らかの疑義が生じた場合等、追加の資料を提出していただくことがあります。

I 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の確認資料

1 現在の常勤性を証明する資料

健康保険被保険者証の写し

※ 健康保険被保険者証の写しの提出に当たっては、あらかじめ被保険者記号・番号部分にマスキングを施した状態とすること。

直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写しも可。

ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、さらに以下のいずれかの資料を提出してください。

- ①住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し
- ②確定申告書（法人においては表紙と勘定科目内訳書の役員報酬内訳欄）の写し（受付印押印のもの（電子申告の場合は受信通知を印刷したものを添付））
- ③その他、常勤が確認できるもの（個別に御相談ください）

2 経營業務の経験を証明する資料

地位・経験に応じ、次の資料又はこれらに準ずる資料を提出してください。

【第7条第1号イ該当】

経験・地位	許可がある場合	許可がない場合
法人の役員	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等
個人事業主・支配人	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等（支配人の場合）	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②確定申告書の写し（受付印押印のもの）
建設業法施行令第3条に規定する使用人	①許可申請書及び変更届出書の写し（営業所及び令第3条に規定する使用人の記載があるもの）	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し（営業所の名義人となっているもの）
執行役員	①許可通知書の写し ②会社の組織図の写し ③業務分掌規程の写し ④定款、執行役員規程等の写し ⑤工事契約締結に関する決裁書等の写し	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②会社の組織図の写し ③業務分掌規程の写し ④定款、執行役員規程等の写し ⑤工事契約締結に関する決裁書等の写し
経営補佐経験	【法人】 ①許可通知書の写し ②会社の組織図、権限規定、辞令等の写し ③工事契約締結に関する決裁書等の写し 【個人】 ①許可通知書の写し ②事業主の確定申告書の写し（受付印押印のもの）	【法人】 ①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②会社の組織図、権限規定、辞令等の写し ③工事契約締結に関する決裁書等の写し 【個人】 ①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②事業主の確定申告書の写し（受付印押印のもの）

【第7条第1号口該当】

経験・地位	許可がある場合	許可がない場合
法人の役員 ※建設業以外での経験については、②のみ	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等
個人事業主・支配人 ※建設業以外での経験については、②のみ	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等（支配人の場合）	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②確定申告書の写し（受付印押印のもの）
役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る）	①会社の組織図、権限規定、辞令等の写し	①会社の組織図、権限規定、辞令等の写し
財務管理の業務経験 労務管理の業務経験 業務運営の業務経験	①会社の組織図、権限規定、辞令等の写し	①会社の組織図、権限規定、辞令等の写し

※上記の書類は、証明が必要な期間分提出してください。

※工事請負契約書や工事契約締結に関する決裁書の写し等、建設工事の経験を証明する資料を提出する場合は、建設工事の内容が分かるもので年間1件以上提出してください。

※確定申告書の写しについて、電子申告の場合は受信通知を印刷したものを添付してください。

※更新で変更のない場合は、2の書類は省略できます。また、般特新規・業種追加で変更のない場合についても、原則として省略できます。

※許可業者の法人の役員・個人事業主・支配人としての経験がある場合、当時の許可申請書・変更届の表紙（受付印があるもの）及び該当箇所（別紙1 役員の一覧表（H21.3以前は別表）等）の写しの必要年数分の提出により、2の書類に代えることができます。

※過去に経營業務の管理責任者として証明・登録されていた方の場合、当時の許可申請書・変更届の表紙（受付印があるもの）及び該当箇所（経營業務の管理責任者証明書又は常勤役員等証明書（様式第7号））の写しの提出により、2の書類に代えることができます。

II 健康保険等の加入状況の確認資料

1 健康保険及び厚生年金保険について

- (1) 健康保険（全国健康保険協会）及び厚生年金保険双方とも年金事務所で加入の場合
保険料の支払いが確認できる領収証書等の写し（直近のもの）

【窓口納付の場合】領収日付印がある領収証書の写し

【口座振替納付の場合】保険料納入告知額・領収済額通知書の写し

※上記に代えて、厚生労働省が発行する社会保険料納入証明（申請）書（3か月以内）、年金事務所長が発行する社会保険料納入確認書（3か月以内）、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（直近のもの）でも可。

- (2) 組合管掌健康保険に加入の場合

組合管掌健康保険の保険料の領収証書の写し及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し（直近のもの）

※ 様式7号の3の事業所整理記号等の欄には、加入している健康保険組合の名称を記載してください。

- (3) 建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の場合

建設業に係る国民健康保険組合が発行した加入証明書の原本（3か月以内）及び年金事務所発行の厚生年金保険料支払いに係る領収証書の写し（直前の支払いの分）（直近のもの）

※ 様式7号の3の保険加入の有無の欄については、適用除外の「2」と記載し、事業所整理記号等の欄には、加入している建設業に係る国民健康保険組合の名称を記載してください。

2 雇用保険について

- (1) 自社で申告納付の場合

「労働保険概算・確定保険料申告書」（受付印があるもの）の写し及び領収済通知書の写し（領収日付印があるもの・直近のもの）

- (2) 口座振替を利用している場合

「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し及び労働保険料等振替納付のお知らせ（ハガキ）の写し（直近のもの）

- (3) 労働保険事務組合に委託している場合

事務組合発行の雇用保険の領収書の写し（直近のもの）（労働保険番号の記入がない場合には、番号がわかるものを添付してください）。

※これらの書類を提出できない場合は、届書の写し（受付印があるものに限る。）など、届書を提出したことを確認できるものを提出してください。

III 営業所の専任技術者の確認資料

(般特新規・業種追加の場合は、申請(追加)業種に係る営業所の専任技術者について提出してください)

1 現在の常勤性を証明する資料

健康保険被保険者証の写し

※ 健康保険被保険者証の写しの提出に当たっては、あらかじめ被保険者記号・番号部分にマスキングを施した状態とすること。

直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写しも可。

ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、さらに以下のいずれかの資料を提出してください。

- ①住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の写し
- ②確定申告書(表紙と勘定科目内訳書の役員報酬内訳欄(法人の場合、役員に限る))の写し(受付印押印のもの(電子申告の場合は受信通知を印刷したものを添付))
- ③その他、常勤が確認できるもの(個別に御相談ください)

2 技術者としての要件を証明する資料

(1) 技術者の要件が国家資格者等の場合、技術者の資格を証する書類(合格証明書、免許証、登録証、免状、監理技術者資格者証等)の写し

(2) 技術者の要件が実務経験の場合、実務経験の内容を確認できるものとして次のいずれか

①証明者が建設業許可を有している(いた)場合
建設業許可通知書の写し(期間分)

②証明者が建設業許可を有していない場合

工事請負契約書又は注文書及び請書の写し(期間分、1年につき1件。ただし、10年以上の経験を証明する場合は1業種につき5年(5件)まで可)

(3) 指導監督的実務経験の場合

実務経験の内容欄に記入した工事すべてについての工事請負契約書等の写し

※更新の場合、2の書類は省略できます。

※般特新規、業種追加申請又は専任技術者の変更届の場合、項番64の「現在担当している建設工事の種類」の欄に記載された建設工事の種類に係るものにあつては、2の書類は省略できます。ただし、当該確認資料が、同時に新たに追加される建設工事に係る(申請、変更に係る)もの場合には、省略できません。

※過去に実務経験や指導監督的実務経験を証明され専任技術者として登録されていた方の場合、当時の許可申請書・変更届の表紙(受付印があるもの)及び該当箇所(専任技術者証明書(様式第8号)、実務経験証明書(様式第9号)、指導監督的実務経験証明書(様式第10号)等)の写しの提出により、(1)の書類に代えることができます。

IV 営業所の確認資料

(般・特新規、業種追加、更新申請及び変更届において、従前の営業所に変更がない場合は除きます。ただし、般特新規・業種追加の場合でも、更新期に財産的要件を満たさないために特定建設業の許可を受けている方が申請する場合はすべての営業所について、営業所の所在地が既提出の申請(変更届)の内容と異なる場合は当該営業所について提出してください)

営業所の写真 ※写真を貼り付けた用紙に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること。
明瞭なもので下記の全て

- (1) 営業所の外部・・・建物の全景、及び営業所の案内板があればそれを写したもの
- (2) 営業所の内部・・・主な執務室の状況が確認できる程度のもの
- (3) 建設業の許可票(標識)・・・建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識の記載内容と設置場所が確認できるもの
- (4) その他・・・営業所の入口部分に営業所の名称を明記している場合それを写したもの、また、営業所がビル内に所在する場合で建物の入口やエレベーターホール等に営業所の案内板があればそれを写したもの。

※更新(般特新規・業種追加で、更新期に財産的要件を満たさないために特定建設業の許可を受けている方が申請する場合を含む)の場合、写真は省略できます。

※建設業の許可票(標識)の写真については、許可申請にあつては許可換新規の場合のみ必要です(大臣又は他都道府県知事許可時の標識。なお、許可換新規申請の際に新設営業所がある場合、新設営業所分については不要)。

別表6 許可の申請区分

申請区分	申請内容
1 新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が許可を申請する場合
2 許可換え新規	現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対して新たに許可を申請する場合（許可になると従前の許可は失効します）
3 般・特新規	①一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 ②特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
4 業種追加	①一般建設業の許可を受けている者が他の業種について一般建設業の許可を申請する場合 ②特定建設業の許可を受けている者が他の業種について特定建設業の許可を申請する場合
5 更新	既に受けている建設業の許可について、その更新を申請する場合
6 般・特新規＋業種追加	般・特新規と業種追加を同時に申請する場合
7 般・特新規＋更新	般・特新規と更新を同時に申請する場合
8 業種追加＋更新	業種追加と更新を同時に申請する場合
9 般・特新規＋業種追加＋更新	般・特新規、業種追加、更新を同時に申請する場合

《留意事項》

○次の場合は、新規としての申請となります。従前の許可については、廃業届を提出してください。

- ・個人事業主が法人を設立する場合
- ・個人事業主の死亡等によりその配偶者、子などが事業を承継する場合

○特定建設業の専任技術者を欠き一般建設業の専任技術者に交替するなどのため特定建設業の許可を一般建設業の許可に切り換える場合、従前の許可について廃業届を提出してください（特定建設業の専任技術者を欠く前に許可申請書を提出する場合は不要）。ただし、更新時の直前の決算において財産的基礎を満たさないことにより特定から一般に切り替える場合は不要です。

○既に許可を受けている建設業が一般及び特定の両方ある場合において、他の一般や特定の建設業を追加する場合や、既に許可を受けている建設業を一般から特定または特定から一般に切り替える場合は、「業種追加」となります。

別表7 許可申請手数料

	一般建設業許可又は特定建設業許可のいずれか一方を申請する場合	一般建設業許可及び特定建設業許可の両方を同時に申請する場合
1 新規	90,000 円	180,000 円
2 許可換え新規（注1）	90,000 円	180,000 円
3 般・特新規	90,000 円	
4 業種追加	50,000 円	100,000 円
5 更新	50,000 円	100,000 円
6 般・特新規＋業種追加		140,000 円
7 般・特新規＋更新		140,000 円
8 業種追加＋更新	100,000 円	150,000 円又は 200,000 円 (注2)
9 般・特新規＋業種追加＋更新		190,000 円

（注1）他の許可行政庁から岩手県知事許可に換える場合

（注2）一般又は特定的一方のみで追加＋一般と特定の両方を更新…150,000 円

一般と特定の両方で追加＋一般と特定の両方を更新…200,000 円

岩手県収入証紙による納付となります。岩手県収入証紙は、県合同庁舎、市町村役場、警察署、保健所内などで販売しています。販売箇所の詳細は、岩手県出納局のホームページを御参照ください。窓口での形式審査を受けた後の購入・納付（貼付）でかまいません。

別表 8 許可申請書類の提出先

○知事許可業者

所管	所在地	電話番号	主たる営業所の所在地
盛岡広域振興局土木部	〒020-0023 盛岡市内丸1 1 - 1	019-629-6656	盛岡市 滝沢市 雫石町 紫波町 矢巾町
盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市 9 - 4 8	0195-62-2888	八幡平市 葛巻町 岩手町
県南広域振興局土木部 花巻土木センター	〒025-0075 花巻市花城町1 - 4 1	0198-22-4971	花巻市 遠野市
県南広域振興局土木部 北上土木センター	〒024-8520 北上市芳町2 - 8	0197-65-2738	北上市 西和賀町
県南広域振興局土木部	〒023-0053 奥州市水沢大手町1 - 2	0197-22-2881	奥州市 金ヶ崎町
県南広域振興局土木部 一関土木センター	〒021-8503 一関市竹山町7 - 5	0191-26-1418	一関市 平泉町
沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6 - 1	0192-27-9919	大船渡市 陸前高田市 住田町
沿岸広域振興局土木部	〒026-0043 釜石市新町6 - 5 0	0193-25-2708	釜石市 大槌町
沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	〒027-0072 宮古市五月町1 - 2 0	0193-64-2221	宮古市 山田町
沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター	〒027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋 2 4 - 3	0194-22-3116	岩泉町 田野畑村
県北広域振興局土木部	〒028-8042 久慈市八日町1 - 1	0194-53-4990	久慈市 洋野町 普代村 野田村
県北広域振興局土木部 二戸土木センター	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6 - 3	0195-23-9209	二戸市 軽米町 一戸町 九戸村

○大臣許可業者

所管	所在地	電話番号	主たる営業所の所在地
東北地方整備局 建政部建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区本町3 - 3 - 1 仙台合同庁舎 B棟	022-225-2171 (内線 6145、 6147)	県内全域

※大臣許可の申請、提出書類等については、この手引きによらず、東北地方整備局の「建設業許可・経営事項審査申請の手引き」を御参照ください。

第5 コード番号

1 岩手県の市町村コード

市町村名	コード
盛岡市	03201
八幡平市	03214
滝沢市	03216
岩手郡雫石町	03301
岩手郡葛巻町	03302
岩手郡岩手町	03303
紫波郡紫波町	03321
紫波郡矢巾町	03322
花巻市	03205
遠野市	03208
北上市	03206
和賀郡西和賀町	03366
奥州市	03215
胆沢郡金ヶ崎町	03381
一関市	03209
西磐井郡平泉町	03402

市町村名	コード
大船渡市	03203
陸前高田市	03210
気仙郡住田町	03441
釜石市	03211
上閉伊郡大槌町	03461
宮古市	03202
下閉伊郡山田町	03482
下閉伊郡岩泉町	03483
下閉伊郡田野畑村	03484
久慈市	03207
九戸郡野田村	03503
九戸郡洋野町	03507
下閉伊郡普代村	03485
二戸市	03213
九戸郡軽米町	03501
九戸郡九戸村	03506
二戸郡一戸町	03524

2 専任技術者証明書の項番64、65のコード

(1) 一般建設業

建設業法の基準	項番 64	項番 65
法第7条第2号イ（学歴＋実務経験）	1	01
法第7条第2号ロ（実務経験10年以上）	4	02
法第7条第2号ハ（国家資格、大臣特認）	7	別表3

(2) 特定建設業

建設業法の基準	項番 64	項番 65
法第15条第2号イ（国家資格）	9	別表3
法第15条第2号ロ（学歴＋実務経験＋指導監督の実務経験）	2	01
法第15条第2号ロ（実務経験＋指導監督の実務経験）	5	02
法第15条第2号ロ（国家資格等＋指導監督の実務経験）	8	別表3
法第15条第2号ハ（大臣特認（指定建設業））	3	03
法第15条第2号ハ（大臣特認（指定建設業以外））	6	04

申請書等記入例

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 た る 所	本店	〒020-8570 盛岡市内丸99-99 019-651-3111		建、大、内、具
	一関営業所	〒021-8503 一関市竹山町99-99 0191-26-1418		建
従 た る 営 業 所				

主たる営業所以外で建設業を営む
営業所をすべて記入する

更新申請する業種
を一般と特定に分
けて略号で記入す
る

・更新のみの申請の場合は別紙2(1)ではなく別紙2(2)を使用する
 ・業種追加または般特新規と更新とを同時に申請する場合は、別紙2(1)に営業しようとする
 建設業が変更になる営業所の事項を、別紙2(2)に更新に係る営業所の事項を記入する
 ・主たる営業所の場合、余白に「該当なし」と記載する方法も可

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
<p>本店</p> <p>一関営業所</p> <div data-bbox="188 689 300 797" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">別紙2(2)に記入した順に記入</div>	<p>イチノセキ ムツオ 一関 六男</p> <p>オオフナト カイ 大船渡 海</p> <div data-bbox="416 674 619 869" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">資格証明書、卒業証明書の字で記入。実務経験のみ場合は住民票の字(ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていればその商業登記簿謄本の字)で記入する</div>	<p>建-7 木-7 内-7 具-7</p> <p>建-4</p> <div data-bbox="746 622 1007 719" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">許可申請の手引きを参照の上、該当する番号を記入する。建設業の種類は略号で記入</div>	<p>20</p> <p>02</p> <div data-bbox="1038 645 1326 703" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">許可申請の手引きを参照の上、該当する番号を記入する</div>
<p>・現在、既に登録されている営業所ごとの専任技術者を記入する。 ・新規及び業種追加の場合は、「様式8号 専任技術者証明書」も必要。</p>			

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

(用紙A 4)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜)単位

許可を受けようとする(既に受けている)業種についてすべて記入

許可を受けようとし(受けていない)業種に係る軽微な工事の施工金額を記入。兼業売上は入らない

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の	合計
			建築一式工事	大工工事	内装工事	建具工事		
第3期 令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで	元請	公共	9,080	0	1,733	0	0	10,813
		民間	23,633	5,424	629	0	0	29,686
	下請		0	1,000	740	0	0	0
	計		32,713	6,424	2,402	0	0	41,539
第4期 令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで	元請	公共	22,300	1,650	980	0	0	24,930
		民間	16,323	919	300	0	0	17,542
	下請		0	0	355	1,302	0	1,657
	計		38,623	2,569	1,635	1,302	0	44,129
第5期 令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで	元請	公共	40,000	1,032	2,863	0	0	43,895
		民間	39,619	2,596	900	0	299	43,414
	下請		0	2,567	2,140	1,017	528	6,252
	計		79,619	6,195	5,903	1,017	827	93,561
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
	民間							
下請								
計								
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

実績がない場合は「0」を記入

工事経歴書(様式第2号)の「その他工事」

工事経歴書(様式第2号)の合計欄と一致

通常は、損益計算書の完成工事高と一致

「直前3年分を記載する。『直前3年』とは、申請時の直前の決算期(個人は12月31日)から起算して過去3年間の事業年度をいう(※決算期を変更した場合は、4期以上分を記載する場合もありうる)。
 ・個人の場合、事業年度は1/1~12/31。
 ・事業年度により税込み、税抜きの区分が異なる場合は、その旨事業年度欄に記入する
 ・用紙が2枚以上になる場合はその他の建設工事及び合計は最終ページに記入する
 ・決算期未到来の場合は「決算期未到来」などと記入

経営規模等評価の申請を行う場合は、過年度に請け負った工事も含めとび・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて記載する。なお、その際、解体工事業の許可を受けていない場合は、「その他の建設工事の施工金額」の欄に当該工事の施工金額を計上する。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

4の大会社とは、資本金の額が5億円以上又は負債の合計額が200億円以上の株式会社

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	6人	2人	2人	10人
一関営業所	2人	0人	0人	2人
合計	8人	2人	2人	12人

別紙2(1)(2)に記入した順に記入

一般建設業許可の専任技術者となりうる技術関係使用人の数を記入

専任技術者の要件には満たない技術関係使用人(見習いなど)の数を記入

・「技術関係使用人」「事務関係使用人」の両方に該当する場合は主なものにカウントする
 ・役員(代表権を有する役員を含む。非常勤は除く)、個人事業主を含む
 ・法人で兼業がある場合には、建設業以外に従事する職員を除く
 ・アルバイト、パート、日雇いは除く
 ・常用であっても現場の単純な作業にのみ従事する者は除く
 ・監査役は除く

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、
~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~ の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

個人事業主は住民票の住所

令和**年**月**日

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

岩手県盛岡市内丸99-99
株式会社県庁建設
代表取締役 岩手 二郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
岩手県知事 殿

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、「
申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人」
「
地方整備局長
北海道開発局長
知事」
については不要なものを消すこと

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

証明者が複数の場合は複数作成する

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{イ} \\ \text{ロ} \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役 経験した当時の(現在の)役職名を記入(代表取締役、取締役、個人事業主、支配人等)

経験年数 **年 3月から **年 12月まで 満 18年 9月

証明者と被証明者との関係 役員 証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」など、証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

備考 ・証明者が申請者以外の建設業者である場合、許可番号、許可年月日、許可業種を記入する
・経験年数期間中、役名(職名)に変更がある場合、付記する(略歴書に記載があれば、付記しなくてよい)
(例)昭和**年*月~平成**年*月 ○○建設(株) 取締役
平成**年*月~平成**年*月 // 代表取締役

令和**年**月**日

岩手県盛岡市内丸内丸99-99
株式会社県庁建設
代表取締役 岩手 二郎

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{イ} \\ \text{ロ} \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
岩手県知事 殿

申請者 届出者 1 新規申請の場合
2 変更の場合
3 更新申請の場合
業種追加・般特新規申請で変更のない場合

申請又は届出の区分 $\left[\begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 7 \\ 1 \end{matrix} \right]$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更に 令和 年 月 日 項番17の区分が2の場合に記載

許可番号 $\left[\begin{matrix} \text{項番17の区分が1の場合記入しない} \\ 1 \\ 8 \\ \text{大臣コード} \\ \text{大臣} \dots\dots\dots 00 \\ \text{岩手県知事} \dots\dots 03 \end{matrix} \right]$ 国土交通大臣 許可(般特) 第 $\left[\begin{matrix} \text{右詰めで記入し左余白は必ず「0」で埋める} \\ 5 \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ 10 \end{matrix} \right]$ 号

許可年月日 令和 $\left[\begin{matrix} \text{複数の許可を受けている場合、現在有効な許可年月日のうち最も古いものを記入} \\ 11 \\ \text{ } \\ 13 \\ \text{ } \\ 15 \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ 1 \\ 9 \\ \text{イ} \\ \text{ワ} \end{matrix} \right]$ 姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする

氏名 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ 2 \\ 0 \\ \text{岩} \\ \text{手} \\ \text{ } \\ \text{二} \\ \text{郎} \end{matrix} \right]$ 法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、専任技術者を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格証明書、卒業証明書の字で記

住所 岩手県盛岡市肴町77-77 姓と名の間は1マス空ける

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 月日 $\left[\begin{matrix} \text{右詰めで記入し左余白は必ず「0」で埋める} \\ 13 \\ \text{S} \\ 14 \\ 2 \\ 1 \\ \text{年} \\ 16 \\ 0 \\ 7 \\ \text{月} \\ 18 \\ 0 \\ 1 \\ \text{日} \end{matrix} \right]$

◎【変更前】

氏名 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ 2 \\ 1 \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 略歴書の住所と一致・住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記入

生年月日 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ 13 \\ \text{ } \\ 14 \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ 16 \\ \text{ } \\ 18 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

様式第7号に記載したものと
内容を記入

常勤役員等の略歴書

現住所	岩手県盛岡市肴町77-77		
氏名	岩手 二郎	生年月日	昭和21年7月1日生
職名	代表取締役	申請時の職名を記入【例：代表取締役、取締役、事業主、支配人等】	
職歴	期 間	従事した職務内容	
	自 昭和45年 4月 1日 至 年 月 日	(株) 県庁建設に入社	
	自 平成2年 3月 1日 至 平成6年 2月 28日	(株) 県庁建設 建築部長に就任	
	自 平成6年 3月 1日 至 平成18年 2月 28日	(株) 県庁建設 取締役(常勤)に就任	
	自 平成18年 3月 1日 至 年 月 日	(株) 県庁建設 代表取締役に就任、現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
		建設業の行政処分、行政罰はもちろん、刑罰その他の賞罰も記載。該当がなければ「なし」と記入。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏名 岩手 二郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

証明者が複数の場合は複数作成する

不要なものを消す

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ(1)に掲げる経験を有することを証明します。

Form for item (1) including fields for position (代表取締役), experience (経験年数), and relationship (証明者と被証明者との関係). Includes callouts for '不要なものを消す' and '証明者が複数の場合は複数作成する'.

(2) 下記の者は、許可申請者(本人)で第7条第1号ロ(1)に該当する者であることに相違ありません。

Form for item (2) including fields for applicant (申請者) and issuer (届出者). Includes callouts for '不要なものを消す'.

Form for application details including '申請又は届出の区分' (Application/Reporting Category), '変更年月日' (Change Date), and '許可番号' (License Number).

Form for personal information including '氏名のフリガナ' (Name in Kana), '氏名' (Name), and '住所' (Address). Includes callouts for '右詰めで記入し左余白は必ず"0"で埋める'.

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

第三面及び第四面の記載方法は第二面と同じ

(第二面)

(用紙A4)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和**年**月**日

地方整備局長
北海道開発局長
岩手県知事

殿

不要なものを消す
申請者
届出者

岩手県盛岡市内丸99-99
株式会社県庁建設
代表取締役 岩手 二郎

役職名等 取締役

経験した当時の(現在の)役職名を記入

経験年数

**年 3月から **年 12月まで 満 6年 9月

証明者と被証明者との関係

役員

証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」など、証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

・経験を有した期間を記入する
・略歴書及び営業の沿革と矛盾がないか確認する
・期間が中断している場合、期間を別々に明記

備考

・証明者が申請者以外の建設業者である場合、許可番号、許可年月日、許可業種を記入する
・経験年数期間中、役名(職名)に変更がある場合、付記する(略歴書に記載があれば、付記しなくてよい)
(例)昭和**年**月~平成**年**月 ○○建設(株) 取締役
平成**年**月~平成**年**月 // 代表取締役

役員等を直接に補佐する者の更新等)

申請又は届出の区分

変更の年月日

令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号

2 3 3

国土交通大臣 許可 (一般-) 第 号

許可年月日

令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

2 4 イ ワ

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

2 5 岩 手

5 太 郎

法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、専任技術者を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格証明書、卒業証明書の字で記

月日 S 4 1 年 0 7 月 0 1 日

住所

岩手県盛岡市肴町99-99

姓と名の間は1マス空ける

右詰めで記入し左余白は必ず「0」で埋める

◎【変更前】

略歴書の住所と一致
住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記入

氏名

2 6 3 5 10

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 16 18

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 2 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 8 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 2 9 生年月日 年 月 日
住 所 _____

◎【変更前】

氏 名 3 0 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 3 1 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事
許可番号 2 3 3 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 3 2 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 3 3 生年月日 年 月 日
住 所 _____

◎【変更前】

氏 名 3 4 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

様式第7号に記載したものと
内容を記入

常勤役員等の略歴書

現住所	岩手県盛岡市肴町77-77		
氏名	岩手 二郎	生年月日	昭和21年7月1日生
職名	代表取締役	申請時の職名を記入【例：代表取締役、取締役、事業主、支配人等】	
職歴	期 間	従事した職務内容	
	自 昭和45年 4月 1日 至 年 月 日	(株) 県庁建設に入社	
	自 平成2年 3月 1日 至 平成6年 2月 28日	(株) 県庁建設 建築部長に就任	
	自 平成6年 3月 1日 至 平成18年 2月 28日	(株) 県庁建設 取締役(常勤)に就任	
	自 平成18年 3月 1日 至 年 月 日	(株) 県庁建設 代表取締役に就任、現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
		建設業の行政処分、行政罰はもちろん、刑罰その他の賞罰も記載。該当がなければ「なし」と記入。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏名 岩手 二郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第7号に記載したものと
同じ内容を記入

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	岩手県盛岡市肴町99-99		
氏名	岩手 太郎	生年月日	昭和41年7月1日生
職名	取締役	申請時の職名を記入	
職歴	期間	従事した職務内容	
	自昭和60年4月1日 至 年 月 日	(株) 県庁建設に入社	
	自平成15年3月1日 至平成20年2月28日	(株) 県庁建設 建築部長に就任	
	自平成20年3月1日 至 年 月 日	(株) 県庁建設 取締役(常勤)に就任、現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年月日	賞罰の内容
		なし	
		建設業の行政処分、行政罰はもちろん、刑罰その他の賞罰も記載。該当がなければ「なし」と記入。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏名 岩手 太郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- ① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- ② 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和 年 月 日

岩手県盛岡市菜園99-99
株式会社岩手公園建設
代表取締役 菜園 太郎

地方整備局長
北海道開発局長
岩手県知事 殿

許可業者の場合は許可番号を記入

申請者
届出者

許可年月日

許可番号 国土交通大臣許可（般特—）第 号 令和 年 月 日

（営業所毎の保険加入の有無）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	(20 5) 人	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇
盛岡営業所	() 人	1	1	1	健康保険	〇〇〇
					厚生年金保険	〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇
	() 人				健康保険	健康保険：事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合の場合は、健康保険組合名)
	() 人				厚生年金保険	厚生年金保険：事業所整理番号及び事業所番号
	() 人				雇用保険	雇用保険：労働保険番号
	() 人				健康保険	
	() 人				厚生年金保険	
	() 人				雇用保険	
合計	() 人					

営業所一覧表(様式第1号別紙)に記載した順に記載

上段は、役員又は個人事業主を含め全ての人数を記載。
下段(カッコ内)は、従業員数の内、役員、個人事業主(同居の親族である従業員を含む)を記載。

各営業所ごとに、加入は1、適用が除外される場合(健康保険における建設国保への加入を含む)は2、一括適用の承認及び一括の認可に係る営業所については3を記載。

健康保険：事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合の場合は、健康保険組合名)
厚生年金保険：事業所整理番号及び事業所番号
雇用保険：労働保険番号

業種追加

000003

専任技術者証明書(新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号...
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和**年**月**日

地方整備局長...
岩手県知事 殿

岩手県盛岡市盛岡駅前通99-99
申請者 株式会社盛岡駅前工業
届出者 代表取締役 盛岡 駅男

区 分 [6][1][1] (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)
許可番号 [6][2][0][3] 岩手県知事 許可(特-27) 第049999号 令和27年09月10日

氏名 [6][3] モリ 盛岡五郎 生年月日 S50年01月28日
建設工事の種類 [6][4] 土木大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
有資格区分 [6][5] 20 現在証明されている専任技術者である場合に記入
営業所の名称(旧所属) 本店
営業所の名称(新所属) 本店

氏名 [6][3] 生年月日 年 月 日
建設工事の種類 [6][4]
有資格区分 [6][5]
営業所の名称(旧所属)
営業所の名称(新所属)

氏名 [6][3] 生年月日 年 月 日
建設工事の種類 [6][4]
有資格区分 [6][5]
営業所の名称(旧所属)
営業所の名称(新所属)

実務経験証明書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 * * 日

この様式は、実務経験により専任技術者になる場合に必要となる
・業種別、証明者別に作成する

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を付記する

証明者は正しいか(法人:代表者、個人:事業主)確認する

岩手県盛岡市菜園99-99
株式会社岩手公園建設
代表取締役 菜園 太郎

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。(例)役員、社員、従業員等

証明者

被証明者との関係

社員

実際に雇用されていた期間を記入する

証明を得ようとする者の氏名を記入

記

技術者の氏名	菜園 五郎	生年月日	昭和34年2月17日	使用された期間	平成11年11月から 平成23年9月まで
使用者の商号又は名称	株式会社岩手公園建設				
職名	実務経験の内容	実務経験年数			
工事係員	〇〇フェンス設置工事 他13件	12年1月から12年12月まで			
工事係長	〇〇基礎工事 他11件	13年1月から13年12月まで			
工事係長	〇〇造成工事 他8件	14年1月から14年12月まで			
工事係長	〇〇外溝工事 他8件	15年1月から15年12月まで			
工事係長	〇〇基礎工事 他7件	16年1月から16年12月まで			
工事係長	〇〇組立工事 他11件	17年1月から17年12月まで			
工事課長	〇〇基礎工事 他5件	18年1月から18年12月まで			
工事課長	〇〇外溝工事 他12件	19年1月から19年12月まで			
工事課長	〇〇外溝工事 他9件	20年1月から20年12月まで			
工事課長	〇〇外溝工事 他10件	21年1月から21年12月まで			
工事課長	〇〇造成工事 他8件	22年1月から22年12月まで			
工事課長	〇〇外溝工事 他4件	23年1月から23年9月まで			
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用人と証明者が異なる場合の理由を記載する (例)平成〇年〇月 会社解散のため 平成〇年〇月 事業主死亡のため 等	実務経験年数の合計を記入する		年 月 から 年 月 まで	
		合計		満11年9月	

実務経験をえた当時の商号又は名称(個人の場合は個人名。屋号を登記している場合は屋号)を記入

・従事した工事の内容が分かるように具体的に記入する。
・通年にわたって工事が続く場合、その年の代表工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」などと、1年分を1行にまとめて記入する方法も可

実務経験年数は重複しないこと。
(例外)平成28年5月31日までにとび・土工事業許可で請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工事業および解体工事双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。

具体的に記入

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

【実務経験の振替】
 以下の場合に実務経験の振替が認められます。
 1 一式工事から専門工事への実務経験の振替を認める場合
 土木一式⇒とび・土工、しゅんせつ、水道施設、解体
 建築一式⇒大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁、解体
 ※矢印の方向に向かってのみ振替可。矢印の右側の業種間での振替不可。
 2 専門工事間での実務経験の振替を認める場合
 大工⇄内装仕上
 とび・土工⇄解体
 ※矢印の方向に向かって振替可
 3 緩和の方法
 専任技術者となろうとする業種での実務経験と、その他の業種での実務経験をあわせて12年以上(専任技術者となろうとする業種については、8年を超える実務経験が必要)有していれば、専任技術者となる資格を有するものとして取扱います(資格コード「99」)。なお、実務経験証明書は、業種ごとに作成してください。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、内装仕上 工事に、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和**年**月**日

・この様式は、特定建設業の専任技術者で（指定建設業は除く）、実務経験又は2級の国家資格者等の場合に必要となる（法第15条第2号ロ該当者）
 ・業種別、証明者別に作成する

岩手県八幡平市安比高原町9-9-9

株式会社松尾八幡平建設

証 明 者 代表取締役 八幡 平男

被証明者との関係 社員

証明を得ようとする者の氏名を記入

記

技術者の氏名	安代 太郎	生年月日	昭和25年6月20日	使用された	平成12年4月から
使用者の商号又は名称	株式会社松尾八幡平建設			期 間	平成18年7月まで
発注者名	請負代金の額	職 名	実務経験の内容	実務経験年数	
〇〇 〇〇	56,600千円	工事課長	〇〇床仕上及び壁張工事	13年4月から13年10月まで	
医療法人△△会	57,000千円	工事課長	△△会病院防音工事	13年11月から14年3月まで	
▲▲リゾート㈱	46,000千円	工事課長	▲▲ホテル床仕上工事	14年7月から14年11月まで	
▲▲リゾート㈱	59,000千円	工事課長	▲▲旅館間仕切り工事	15年6月から15年12月まで	
●●カントリークラブ㈱	49,000千円	工事課長	●●カントリークラブハウス壁張工事	16年1月から16年6月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				期間の合計を記入	合計 満2年1月

元請として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記入する

1件の請負代金が4,500万円（消費税含む）(S59.10.1～H6.12.27は3,000万円、S59.9.30前は1,500万円)以上の元請工事を1件ごとに記入する

・経験の内容が明らかになるように具体的に記入
 ・完成された工事のみ記入

実務経験期間は重複しない

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日以前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日以前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

許可申請者 （ 法 人 の 役 員 等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等 ） の住所、生年月日等に関する調書

不要なものは消す

住 所	岩手県盛岡市肴町77-77		
氏 名	岩手 二郎	生 年 月 日	昭和21年7月1日生
役 名 等	代表取締役（常勤）	法人→別紙1の役員全員分を作成する 個人→本人（+法定代理人）について作成する	
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰		・建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記入するものとし、賞罰がなければ「なし」と記入する。 ・株主等は記載不要。	
		・「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、建設業法施行令第3条使用人の調書（様式第13号）は省略し、建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する内容も、「許可申請者の住所、生年月日に関する調書」に記載する。 ・経營業務の管理責任者である場合、作成を要しない。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏 名 岩手 二郎	

・株主等は署名不要

記載要領

- 1 「（ 法 人 の 役 員 等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等 ）」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(様式第11号)に記載した営業所長、支店長、支配人等全員について作成する。ただし、役員を兼ねている者については、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)をもって、これに代えることができる

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	岩手県一関市山目町9-9-9		
氏 名	水沢 太郎	生 年 月 日	昭和28年10月30日生
営 業 所 名	一関営業所 <small>所属する営業所の名称を記入する</small>		
職 名	一関営業所長 <small>営業所長の場合は「〇〇営業所長」、支配人の場合は「支配人」</small>		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰		「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」の記入例を参照のこと	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏 名 水沢 太郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

法人の場合に添付

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
久慈 太郎	岩手県久慈市小久慈町99-99	80株
二戸 二郎	岩手県二戸市金田一温泉町99-99	10株
小岩井 一男	岩手県岩手郡滝沢村小岩井99-99	10株
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 株数を記載するときは「〇〇株」、出資の価額を記載するときは「〇〇円」と、その単位を必ず記入する </div>		

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

財 務 諸 表

(法 人 用)

様式第十五号 貸 借 対 照 表
様式第十六号 損 益 計 算 書
完成工事原価報告書
様式第十七号 株主資本等変動計算書
様式第十七号の二 注 記 表
(様式第十七号の三 附 属 明 細 書)

事業年度 (自 令和**年 4月 1日)
(至 令和**年 3月 31日)

・千円単位で記入。ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位で可。
その際、単位の「千円」を「百万円」と修正する。

・新規設立で決算期末到来のときは、開始（設立）時の貸借対照表の添付で可（開始（設立）時の
資産・純資産・負債の内容と、開業年月日を、貸借対照表に記載）

・消費税相当額の会計処理方法（税抜又は税込）を財務諸表の表紙に明記（経営事項審査を受ける
場合、消費税抜き（消費税免税業者は消費税込み）

(会社名) 株式会社〇〇建設
(税抜)

貸 借 対 照 表

令和 **年 3月31日 現在

決算日を記入

(会社名) 株式会社〇〇建設

資 産 の 部

I 流 動 資 産			千円
現金預金		9,963	
受取手形		2,103	
完成工事未収入金		395	
有価証券		110	
未成工事支出金		5,187	
材料貯蔵品		1,061	
短期貸付金			
前払費用			
繰延税金資産			
その他		884	
貸倒引当金	△	738	
流動資産合計		18,968	①
<p>端数の処理方法を統一すること</p>			
<p>円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示(千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合がある)</p>			
<p>合計欄は決算書と一致</p>			
II 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物		12,690	
減価償却累計額	△	3,112	9,577
機械・運搬具		8,387	
減価償却累計額	△	4,898	3,489
工具器具・備品		633	
減価償却累計額	△	132	501
土地			10,603
リース資産			
減価償却累計額	△		
建設仮勘定			
その他		210	
減価償却累計額	△	33	177
有形固定資産合計		24,348	②
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			551
のれん			
リース資産			
その他			
無形固定資産合計		551	③

(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	463
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計	463 ④
固定資産合計	25,362 ⑤ = ② + ③ + ④

III 繰延資産		
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	323
繰延資産合計	323 ⑥
資産合計	44,653 ⑦ = ① + ⑤ + ⑥

負債純資産合計と一致する

負債の部

I 流動負債		
支払手形	4,221
工事未払金	2,631
短期借入金	7,195
リース債務	
未払金	523
未払費用	445
未払法人税等	87
繰延税金負債	
未成工事受入金	1,994
預り金	106
前受収益	
..... 引当金	
その他	212
流動負債合計	17,415 ⑧

【特定建設業の許可要件(流動比率)】
75% ≤ ① / ⑧ × 100%

II 固定負債

社債	
長期借入金	11,863
リース債務	
繰延税金負債	
退職給付引当金	983
負ののれん	
その他	
固定負債合計	12,846 ⑧
負債合計	30,261 ⑩ = ⑧ + ⑨

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金	3,000	【特定建設業の許可要件(資本金)】 20,000千円以上	商業登記簿の資本金または出資総額と一致
(2) 新株式申込証拠金			
(3) 資本剰余金			
資本準備金			
その他資本剰余金	500		
資本剰余金合計	500		
(4) 利益剰余金			
利益準備金			
その他利益剰余金			
準備金	2,500	特定建設業で、繰越利益剰余金が負である場合、許可要件(欠損比率)に注意	
別途積立金	8,392		
繰越利益剰余金	10,892		
利益剰余金合計	10,892		
(5) 自己株式	△		
(6) 自己株式申込証拠金			
株主資本合計	14,392 ⑪ ← (1) ~ (6) の合計		

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金		
(2) 繰延ヘッジ損益		
(3) 土地再評価差額金		
評価・換算差額等合計		⑫ ← (1) ~ (3) の合計

III 新株予約権

純資産合計	14,392 ⑬	⑭ = ⑪ + ⑫ + ⑬
負債純資産合計	44,653 ⑮ = ⑩ + ⑭ = ⑦	

【許可要件(自己資本の額)】

- ・特定建設業 ⑭ ≥ 40,000千円
- ・一般建設業 ⑭ ≥ 5,000千円(5,000千円以上の預金残高証明書等でも可)

※勘定科目の説明は、昭和57年建設省告示第1660号を参照のこと。

損 益 計 算 書

自 令和**年 4月 1日
至 令和**年 3月 31日

(会社名) 株式会社〇〇建設

		千円
I 売上高		
完成工事高	93,561 ①	
兼業事業売上高	55,443 ②	
		149,004 ③=①+②
II 売上原価		
完成工事原価	84,002 ④	
兼業事業売上原価	43,999 ⑤	
		128,001 ⑥=④+⑤
売上総利益 (売上総損失)		
完成工事総利益 (完成工事総損失)	9,559 ⑦=①-④	
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	11,444 ⑧=	21,003 ⑨=⑦+⑧ (=③-⑥)
	②-⑤	
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬	9,183	
従業員給料手当	4,886	
退職金	
法定福利費	692	
福利厚生費	736	
修繕維持費	124	
事務用品費	536	
通信交通費	882	
動力用水光熱費	109	
調査研究費	
広告宣伝費	85	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
交際費	189	
寄付金	
地代家賃	
減価償却費	351	
開発費償却	
租税公課	488	
保険料	260	
雑費	704	
営業利益 (営業損失)		19,227 ⑩
		1,776 ⑪=⑨-⑩

通常は「直前3年の各営業年度における工事施工金額」の合計と一致

建設業以外の売上額を計上

完成工事原価報告書の完成工事原価と一致

工事現場に関与しない(本支店等の管理部門、営業部門、兼業部門等の)従業員等に支払う給与等を計上する。

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	132	
その他	894	1,026 ⑫
V 営業外費用		
支払利息	218	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他	72	290 ⑬
経常利益（経常損失）		2,512 ⑭ = ⑪ + ⑫ - ⑬
VI 特別利益		
前期損益修正益	
その他	45	45 ⑮
VII 特別損失		
前期損益修正損	
その他	112	112 ⑯
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		2,445 ⑰ = ⑭ + ⑮ - ⑯
法人税、住民税及び事業税	601	
法人税等調整額	601 ⑱
当期純利益（当期純損失）		1,844 ⑲ = ⑰ - ⑱

完成工事原価報告書

自 令和**年 4月 1日

至 令和**年 3月 31日

(会社名) 株式会社〇〇建設

千円

I 材料費	21,399
II 労務費 (うち労務外注費 _____)	11,929
III 外注費	42,664
IV 経費 (うち人件費 2,621)	8,010
完成工事原価	84,002

工事に従事した直接雇用の作業員(監督員の指示のもと直接工事に従事している正社員、日雇い、臨時社員等)の給料等

下請工事契約額をいう(労務費に含めた分は除く)

完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用。工事実績がある場合は計上される

経費のうち、工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した工事監督員、現場事務所の事務職員等)の給料等

損益計算書の完成工事原価と一致

- ・「使用人数」(様式第4号)の技術関係使用人と概ね見合う額が計上される(役員分を除く)。
- ・「II 労務費」や、「販売費及び一般管理費」の従業員給料手当とは区別される。
- ・経費の内数であるから、経費を上回る金額にはならない。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和**年 4月 1日
至 令和**年 3月 31日

(会社名) 株式会社〇〇建設

千円

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株 予約権	純資産 合 計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
		資本 準備金	其 他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		其 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金								
当期首残高	3,000		500	500		2,500	6,548	9,048	△	12,548					12,548
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当							△	△	△						△
当期純利益							1,844	1,844		1,844					1,844
自己株式の処分															
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)															
当期変動額合計							1,844	1,844		1,844					1,844
当期末残高	3,000		500	500		2,500	8,392	10,892	△	14,392					14,392

損益計算書の当期純利益

当期首残高+当期変動額の合計

貸借対照表の純資産の部の数値

注 記 表
自 令和**年 4月 1日
至 令和**年 3月 31日

(会社名) 株式会社〇〇建設

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
建物については定額法、その他の資産は定率法
 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金の計上基準
一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
工事収益の計上基準
工期2年以上かつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準を採用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
税抜方式 「税抜方式」、「税込方式」、「免税事業者につき税込」のいずれか該当するものを記載
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
該当なし
- 3 会計方針の変更
該当なし
- 4 表示方法の変更
該当なし
- 5 会計上の見積もりの変更
- 6 誤謬の訂正
該当なし
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

- (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 ○○○株
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
なし
- (3) 剰余金の配当

平成〇〇年〇〇月〇〇日 定時株主総会決議
配当総額 〇〇〇〇円 一株あたりの配当額 〇〇円
利益剰余金を配当原資とする

- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況

- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況

- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

- (1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

該当なし

記載を要する注記は以下のとおり（○：要記載、×：記載不要）

	株式会社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

注 記 表
自 令和**年 4月 1日
至 令和**年 3月 31日

(会社名) 株式会社〇〇建設

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
建物については定額法、その他の資産は定率法
 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金の計上基準
一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
工事収益の計上基準
工期2年以上かつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準を採用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
税抜方式 「税抜方式」、「税込方式」、「免税事業者につき税込」のいずれか該当するものを記載
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
該当なし
- 3 会計方針の変更
該当なし
- 4 表示方法の変更
該当なし
- 5 会計上の見積もりの変更
- 6 誤謬の訂正
該当なし
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

- (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 ○○○株
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
なし
- (3) 剰余金の配当

平成〇〇年〇〇月〇〇日 定時株主総会決議
配当総額 〇〇〇〇円 一株あたりの配当額 〇〇円
利益剰余金を配当原資とする

- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

- (1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

該当なし

記載を要する注記は以下のとおり（○：要記載、×：記載不要）

	株式会社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

記載を要する注記は以下のとおり（○：要記載、×：記載不要）

	株式会社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

附属明細表

令和**年 3月31日現在

特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が対象。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。
 ①資本金の額が1億円超であるもの
 ②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	

貸借対照表の流動資産の部の完成工事未収入金と一致

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

貸借対照表の流動資産の部の完成工事未収入金と一致

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

貸借対照表の流動資産の部の短期貸付金と一致

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

貸借対照表の固定資産の部の長期貸付金と一致

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一株 の 金 額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	株式 数	金額	株式 数	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	
		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												
社 債	銘 柄	期首残高			当期増加額	当期減少額	期末残高			摘要			
		取得価額	貸借対照 表計上額				取得価額	貸借対照 表計上額					
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
	計												
その 他 の 有 価 証 券	銘 柄	期首残高			当期増加額	当期減少額	期末残高			摘要			
		取得価額	貸借対照 表計上額				取得価額	貸借対照 表計上額					
	計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円	千円	千円
計			

貸借対照表の流動負債の部の短期借入金と一致

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

貸借対照表の固定負債の部の長期借入金と一致(流動負債として計上されているものを除く)

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

注記表の注記3(2)の保証債務額と一致

財 務 諸 表

(個 人 用)

様式第十八号 貸 借 対 照 表
様式第十九号 損 益 計 算 書

事業年度 [自 令和**年 1月 1日
至 令和**年12月31日]

- ・千円単位で記入
- ・新規開業で決算期末到来の場合は提出不要
- ・消費税相当額の会計処理方法（税抜又は税込）を財務諸表の表紙に明記（経営事項審査を受ける場合、消費税抜き（消費税免税業者は消費税込み））

(商号又は名称)

〇〇商店

(税抜)

II 固定負債

長期借入金	9,805
その他	-----
固定負債合計	<u>9,805</u> ⑤
負債合計	<u><u>23,932</u></u> ⑥ = ④ + ⑤

純資産の部

期首資本金	12,220 ⑦
事業主借勘定	1,230 ⑧
事業主貸勘定	6,983 ⑨
事業主利益	5,365 ⑩
純資産合計	<u>11,832</u> ⑪ = ⑦ + ⑧ - ⑨ + ⑩
負債純資産合計	<u><u>35,764</u></u> ⑫ = ⑥ + ⑪ (= ③)

前期の純資産合計
と一致

損益計算書の事業主利益
と一致

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
税抜方式

必ず記入する。消費税免税事業者の場合は「免税事業者につき税込」と記入する

損 益 計 算 書

自 令和**年 1月 1日
至 令和**年 12月 31日

兼業事業の売上高が総売上高の1/10を超える場合は、①～③について、建設業及び兼業事業の内訳を括弧書きなどで付記する。

商号又は名称 _____ ○○商店

		千円	
I 完成工事高	通常は「直前3年の各営業年度における工事施行金額」の合計	137,974	①
II 完成工事原価	工事に従事した直接雇用の作業員(監督員の指示のもと直接工事に従事している正社員、日雇い、臨時社員等)の給料等	19,888	
材料費		10,364	
労務費		39,691	
(うち労務外注費)		7,359	
外注費		123,653	②
経費		14,321	③ = ① - ②
完成工事総利益 (完成工事総損失)			
III 販売費及び一般管理費			
従業員給料手当		3,595	
退職金		2,183	
法定福利費		551	
福利厚生費		634	
維持修繕費		101	
事務用品費		483	
通信交通費		797	
動力用水光熱費		96	
広告宣伝費		130	
交際費		539	
寄付金			
地代家賃			
減価償却費		224	
租税公課		303	
保険料		165	
雑費		9,802	④
営業利益 (営業損失)		4,519	⑤ = ③ - ④
IV 営業外収益			
受取利息及び配当金		662	
その他		297	
		959	⑥
V 営業外費用			
支払利息		101	
その他		12	
事業主利益 (事業主損失)		113	⑦
		5,365	⑧ = ⑤ + ⑥ - ⑦

完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用(工事実績がある場合は計上される)

工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した工事監督員、現場事務所の事務職員等)の給料等はここに計上

工事現場に関与しない従業員等に支払う給与等を計上する。「使用人数」(様式第4号)の事務関係使用人と概ね見合う数が計上される(兼業部門の従業員分を除く)

貸借対照表の事業主利益と一致する

注 工事進行基準による完成工事高
 工事進行基準による完成工事高が完成工事高の総額の10分の1を超える場合に記入する

事業（建設業以外の事業を含む）を開始した年月日を記入

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和26年5月30日	創業
	平成8年8月3日	(株)大船渡漁港建設設立（資本金3000万円）
	平成18年4月1日	陸前高田支店開設
	平成20年10月13日	資本金の増資（資本金5000万円）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	平成8年9月12日	一般建設業の許可取得（般-8）第123456号（土）
	平成11年12月1日	一般建設業の業種追加（般-12）第123456号（ほ）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

一度も建設業許可・登録を受けたことがなければ記入不要

更新は省略可

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記入するものとし、該当がなければ「なし」と記入する

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
該当なし	

所属していないときは
「該当なし」と記入する

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	<p>拓殖銀行盛岡支店</p> <div data-bbox="662 369 863 450" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 本支店名を記入 </div>		

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
 (例 ○○銀行○○支店)